

「志津まちづくり協議会」施行細則

(目的)

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、「志津まちづくり協議会」会則の規定に基づき、補則的条項を定める。

(組織・団体・事業者)

第2条 会則第3条第2項に定める組織・団体・事業者は、下記のとおりとする。

		組 織 ・ 団 体 ・ 事 業 者	(順不同)
組 織	町内会長会	馬場町町内会 ・ 山寺町町内会 ・ 山寺新田町内会 ・ 笠井町町内会	
		山寺大空町内会 ・ 岡本町町内会 ・ 青地第一町内会 ・ 青地第二町内会	
		エメラルドマンション草津青地自治会 ・ 追分町内会 ・ 上尾町内会	
		ロクハタウン自治会	
団 体	志津社会福祉協議会		志津学区少年補導委員会
	志津地区民生委員児童委員協議会		草津栗東交通安全協会志津支部
	志津地区体育振興会		志津地区交通安全会
	青少年育成志津地区民会議		草津市消防団第二分団
	身体障害者更生会志津分会		青地第一カンガルークラブ
	志津学区子ども会指導者連絡協議会		志津スポーツクラブ
	志津学区健康推進員連絡協議会		
	志津地区更生保護女性会		
事 業 者			

(部会)

第3条 会則第16条に規定する部および所管事項は、次のとおりとする。

部 名	所 管 事 項
防災・防犯・交通部	地域の防災・防犯・交通安全に関すること 安全・安心のまちづくりに関すること
福祉部	地域福祉の推進に関すること ふれあいと親睦の「敬老のつどい」町内会ブロックごとの実施
教育・文化部	教育・文化の育成振興に関すること 青少年の健全育成に関すること 地域ふれあい活動の推進に関すること 志津わんぱく協働合校に関すること
体育・健康部	スポーツの振興に関すること 住民の体力づくりに関すること 健康増進に関すること

(各部の構成)

第4条 会則第16条に規定する各部の構成は、次のとおりとする。

部 名	構成の個人、組織・団体・事業者
防犯・防災・交通部	町内会 志津学区少年補導委員会 草津栗東交通安全協会志津支部 志津地区交通安全会 草津市消防団第二分団 青地第一カンガルークラブ 個人
福祉部	町内会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津社会福祉協議会 身体障害者更生会志津分会 志津地区更生保護女性会 個人
教育・文化部	町内会 青少年育成志津地区民会議 志津学区子ども会指導者連絡協議会 志津地区民生委員児童委員協議会 自主教室代表者会 個人
体育・健康部	町内会 志津地区体育振興会 志津学区健康推進員連絡協議会 志津社会福祉協議会 志津スポーツクラブ 個人

(代議員の構成)

第5条 会則第12条に規定する代議員の構成は、会則第5条(5)に定める理事および、下表に定める町内会・自治会の推薦者とする。

	世 帯 数	定数
町内会・自治会の推薦者	400世帯未満の町内会・自治会	1人
	400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会	2人
	800世帯以上の町内会・自治会	3人

(会長選考委員会の構成)

第6条 会則第14条4項(4)に規定する会長選考委員会の構成は、会長、副会長、会計、各部長、町内会長会代表および、副代表とする。

付 則

この細則は、平成23年12月17日から施行する。

この細則は、平成24年 6月 9日から施行する。

この細則は、平成25年 5月11日から施行する。

この細則は、平成26年 4月26日から施行する。

この細則は、平成27年 4月11日から施行する。

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この細則は、平成30年 4月 1日から施行する。

この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。

この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。